

答 申 書

平成19年9月26日付けで貴職より諮問のあった、構造改革特別区域法第12条の学校教育法の特例に関する措置に基づいて、富士コンピュータ販売株式会社から提出のあった学校教育法第4条及び同法施行規則第3条の規定に依る高等学校の設置認可申請の審査を学校教育法等関係法令及び株式会社立通信制高等学校設置認可等審査基準に基づいて行いました。

当審議会として申請内容の審査について、現地調査及び当該会社からの意見聴取を実施するなど慎重に審議を行った結果、株式会社立広域通信制単位制相生学院高等学校の設置について適正であると認めました。

平成19年11月7日

相生市長 谷口芳紀様

相生市教育特区学校設置審議会

会 長 金 谷 公 夫

